主 文 本件申立を棄却する。 理 由

本件異議申立は先きに福岡高等裁判所が為した被告人に対する勾留執行停止の決定に対し検察官から同裁判所に異議申立があり同裁判所において右申立を容れ前示停止決定を取消す旨の決定があつたに対し、これを不服として該決定の取消ををるものである。現行刑訴は決定(但特別抗告の対象とものを除く)に対すするものである。現行刑訴は決定(但特別抗告の対象とものことは刑所といるを際した。高等裁判所の決定(原始)とは、この外一般した決定でない大きでない対する不服の途を塞すことは当事者の保護をする所以外の下級裁判所の決定は当事者の保護をするに対する為特に同法第四百二十八条第二、三項により異議申立のもした異議の申立とはないので高等裁判所が為した異議申立制度、制度創設の理由からして明異議の申立といる為特に同法第中立制度、制度創設の理由からしての高等裁判できないことは前叙の建前異議申立制度、制度創設の理由からしての高等裁判所の決定に対し更に異議申立をした場合とはその趣を異にしないての高等裁判所の決定に対し更に異議申立をした場合とはその趣を異にしないての高等裁判めての異議申立であり、前者の場合に比し稍々気の毒の感がないではないる場合に例外を認むることは結局、抗告異議申立の前示建前を破壊することとなる場合に例外を認むることは結局、抗告異議申立の前示建前を破壊することとなる場合に関外を認むることは結局、抗告異議申立の前示建前を破壊することとなる場合に関外を認むることは結局、抗告異議申立の前示建前を破壊することとなる。

されば本件申立はそれ自体不適法であるから主文の通り決定する。 (裁判長判事 下川久市 判事 青木亮忠 判事 鈴木進)